

2025 年 7 月 4 日

2025 年度 学校法人京都薬科大学監事監査計画書

監事 尾崎 建一

監事 木島 孝夫

2025 年度監事監査計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

監事は学校法人の経営活動がステークホルダーの利益にかない、学校法人の社会における責任を果たし、学校法人が価値と社会的評価を高められているかについて監査を行う。また、学校法人が掲げる目標を達成する観点から大学業務について適正かつ効率的な運営に資するために内部監査員及び会計監査人と連携して監査を行う。

2. 実施期間

(1) 業務監査

2025 年度を通して期中監査を行うほか、2025 年度終了後の 2026 年 5 月までに期末監査を行う。

(2) 財産監査及び会計監査

2025 年度を通して期中監査を行うほか、2025 年度の会計に関し 2026 年 5 月までに期末監査を行う。

3. 監査の方法

(1) 業務監査

業務監査は、単に適法性の観点だけでなく、学校法人の運営上明らかに妥当でないと判断される場合にその事実を指摘する。「業務」とは、理事会及び評議員会の適正な運営並びに学校法人の管理及び教学（教育内容を除く）業務をいい、次の方法により行う。

- ① 期中監査は、理事会、教授会、評議員会等の主要な会議に出席するとともに、必要に応じて書面監査及び担当責任者等からの概況聴取等により行う。
- ② 理事長、学長との随時の面談により日常業務についての進捗確認を通しての意見交換を行う。
- ③ 期末監査は、2025 年度の業務全般に関し、理事長、学長等からの概況聴取を行うとともに、必要に応じて書面監査及び担当責任者等からの個別事情聴取等により行う。

(2) 財産監査及び会計監査

- ① 財産監査及び会計監査は、大学の帳簿及び証拠書類等の閲覧及び担当責任者へのヒアリング等によって行い、年度決算時には、会計監査人の監査結果の相当性を判断することによって行う。
- ② 内部監査員及び会計監査人との定期的な面談により、財産監査・会計監査についての意見交換を行う。

4. 重点監査事項（臨時監査）

業務監査の対象事項のうち、以下の事項を 2025 年度の重点事項として、臨時監査を行う。監査は、職員の意見を聴取するほか、関連する会議資料や議事録を閲覧することによって行う。

- （1）S T 比の改善について
- （2）教職員の新規採用人事と昇任人事の在り方について
- （3）国家試験の合格率を上げるための学習支援対策などについて
- （4）教職員の評価制度について
- （5）ハラスメント防止対策について

なお、重点監査事項については、上記の各事項に加えて必要に応じて追加することがある。

(参考)

【学校法人京都薬科大学寄附行為（抜粋）】

(監事の職務)

第31条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又は寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第32条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第33条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。